

同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、「山梨県立やまびこ支援学校同窓会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、山梨県立やまびこ支援学校（以後、母校と称する）内に置き、庶務、会計及び相談に当たる。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と修養を図ると共に母校の振興発展に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事業。
- (2) 会員の教養と地位向上に関する事業。
- (3) 母校の学校行事に対しての協力。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第5条 本会は、山梨県立やまびこ支援学校を卒業した者をもって会員とする。

- 2 転退学者の入会希望者は、役員会で審議し決定する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長1名、会長1名、副会長1名、理事若干名、監事2名。
 - (2) 会長は、卒業後2年目の同窓生で、児童生徒会役員の経験者がこれに当たる。
 - (3) 副会長は、卒業後1年目の同窓生で、児童生徒会役員の経験者がこれに当たる。
 - (4) 理事は、卒業後1年目から2年目の同窓生で、希望者がこれに当たる。
 - (5) 名誉会長は、母校の校長がこれに当たる。
 - (6) 監事は、事務局がこれに当たる。
- 2 役員の任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。
 - 3 会長は会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。理事は必要事項を審議し執行する。

(会議)

第7条 会議は、総会、役員会とする。

- 2 総会は年1回とし、必要な場合は臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。
- 4 すべての議事は出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第8条 本会の経費は入会金（3,000円）、臨時会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(慶弔)

第9条 会員死亡の場合は、香華料（5,000円）を供え弔意を表す。

(会則の変更)

第10条 本会の会則の変更は総会で行う。

(補則)

第11条 本会の会員に次の異動があった時は、本人または代理人は速やかに届けなければならない。

- (1) 住所変更
- (2) 姓名変更
- (3) 職場変更
- (4) 結婚
- (5) 死亡
- (6) その他

附 則

本会会則は昭和60年4月 1日から施行する。

平成 5年5月15日 一部改正

平成10年4月 1日 一部改正

令和 3年4月 1日 一部改正

令和 5年9月 9日 一部改正